

第1号様式

建設・不動産業 経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、**建設・不動産業** 経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を **千葉市中央区市場町1-1** に置く。

結成年月日を記載する。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後6箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(所在地) **千葉市中央区市場町1-1**

(商号) **建設業株式会社**

企業体で定めた解散時期を記載する。

(所在地) **千葉市中央区△町9-9**

(商号) **株式会社不動産業**

本社名を記載する。(営業所名は記載しない)

~~(所在地)~~

~~(商号)~~

2者の場合は削除

代表者は構成員が自主的に決定できます。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、**建設業株式会社** を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうち構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、**〇〇** 銀行 **〇〇** 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

代表者氏名 _____ 署名又は印 _____